

---

---

公

---

---

告

---

---

◎九州旅客鉄道株式会社公告第 15号

身体障害者旅客運賃割引規則（1987年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第 5 号）の一部を次のように改正し、2019年 3 月 1 日から適用します。

平成31年3月5日

九州旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 青柳 俊彦

別表中次のように改める。

第 2 種身体障害者（本人）中、視覚障害者の欄を次のように改める。

4 級の 2、4 級の 3、5 級及び 6 級

（注1）を次のように改める。

（注1） 上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号（平成30年 7 月 1 日現在）によるものである。